

図書館管理システム用端末一式
貸貸借仕様書

令和7年4月

前橋市教育委員会事務局図書館

第 1 条 物品仕様書

- 1 件名
図書館管理システム用端末一式賃貸借
- 2 納入場所
群馬県前橋市大手町二丁目 1 2 番 9 号
- 3 納入期限
令和 7 年 7 月 3 1 日まで
- 4 数量
7 7 台

5 機器仕様

項目		内容
OS		Windows 11 Pro 64 ビット
オフィスソフトウェア		不要
CPU		インテル(R) Core(TM) i5-1335U 同程度の性能
メモリ		16GB
内蔵ストレージ	記録媒体	SSD
	Interface	SATA または M. 2
	容量	256GB 以上
光学ドライブ		不要
カードリーダー		不問
外付けストレージ		不要
インターフェース		HDMI × 1 以上 RJ-45 × 1 USB Standard-A × 3 以上 USB Type-C × 1 以上
LAN		10/100/1000BASE-T GigaBit-Ethernet LAN
無線 LAN		不問
盗難防止用ロック		セキュリティスロット ×1
マウス	規格	光学式またはレーザー式
	ボタン数	スクロール機能付 3 ボタン

	InterFace	USB 有線
	本体色	黒又は白(本体色とあわせることが望ましい)
キーボード	規格	フル(標準)サイズ
	配列	JIS 標準配列
	InterFace	USB 有線
	本体色	黒又は白(本体色とあわせることが望ましい)
盗難防止用ロック		セキュリティスロット ×1
本体サイズ (幅×奥行×高さ)		200mm×180mm×35mm 程度
UPS		不要
マウスパッド		不要
スピーカー		不問
ヘッドフォン		不要
WEB カメラ		不要
ウイルス対策ソフト		不要
モニターブラケット		要(※高さ調整が可能なこと)
	サイズ	21 インチ ワイド 以上
	InterFace	HDMI × 1
	高さ調整	要
サポート	対象範囲	本体、モニター
	期間	5年間のオンサイト修理保証
	サポート登録	サポートにユーザ登録等が必要となる場合は、納入後に登録が可能な状態又は、契約締結日以降でサポート登録された状態とする。

6 提出物

賃貸借契約及び調達後の機器管理に使用するため、以下の各号に掲げる内容を記載した機器明細を作成し提出すること。

- 一 物品名称
- 二 製造事業者名
- 三 物品型番
- 四 製造番号、シリアルナンバーその他物品を一意に特定する番号
- 五 単価
- 六 調達数量
- 七 販売価格

八 備考

第2条 賃貸借料見積条件

1 賃貸借期間

令和7年8月1日から令和12年7月31日まで（60ヶ月）

2 納入者への代金支払期限

令和7年10月31日

※支払日は別途、納入者と調整の上、決定すること。

3 賃貸借料金の支払方法

四半期ごとの最終月（3月・6月・9月・12月）に当該四半期分の賃貸借料を請求する（契約満了月の属する四半期においては、契約満了月）こととし、適式な請求書を受領した日から起算して30日以内に支払う。

4 賃貸借物件

(1) 設置場所

前橋市立図書館、前橋こども図書館、上川淵分館、下川淵分館、芳賀分館、桂萱分館、東分館、元総社分館、総社分館、南橋分館、清里分館、永明分館、城南分館、大胡分館、宮城分館、粕川分館、富士見分館、総合教育プラザ分館

(2) 機器明細

第1条6で作成した機器明細

5 満了時の回収条件

下記（1）及び（2）は必要経費と算定する。

(1) 撤去

すべての機器を引き取るものとし、算定にあたっては動産総合保険料等の必要経費を見込むこと。

(2) データ消去

記録媒体のデータを、以下の各号掲げるいずれかの方法で消去し、復元困難な状態にする措置を講じ、完了証明書を提出できること。

一 物理的な方法による破壊

二 磁気的な方法による破壊

三 OS等からのアクセス不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによる上書き消去。

四 ブロック消去

五 暗号化消去

(3) その他

本仕様書に定めない事項であっても、業務に関連するものについては、双方協議して履行する。

6 見積書の宛名

(あて先) 前橋市長

7 長期継続契約

この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳出予算の減額又は削除があった場合は、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。